

第91回 定時株主総会 招集ご通知



日時 2021年6月18日(金曜日)午前10時
(受付開始午前9時20分)

場所 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト 3階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

議案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

目次 第91回定時株主総会招集ご通知… 1

株主総会参考書類…………… 6

(添付書類)

事業報告…………… 18

連結計算書類…………… 47

計算書類…………… 58

監査報告…………… 65

新型コロナウイルス感染リスク対応へのお願い

株主様の安全確保、感染防止の観点から、本株主総会のご来場を見合わせ、インターネット又は書面により議決権を行使いただくことをご推奨申し上げます。

株主総会にご出席されない場合

インターネットまたは書面による議決権行使期限
2021年6月17日(木曜日)午後5時15分まで

<お知らせ>

ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

藤森工業株式会社

証券コード：7917

株 主 各 位

東京都文京区小石川一丁目1番1号
藤 森 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 布 山 英 士

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本総会当日のライブ配信も実施しておりますので、ご来場を見合わせ、可能な限り、「インターネット」または「書面」により議決権を事前行使いただくことをご推奨申し上げます。

後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2021年6月17日（木曜日）午後5時15分までに議決権を事前行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月18日（金曜日）午前10時 （受付開始 午前9時20分）
2. 場 所	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号 新宿ファーストウエスト 3階 （末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目 的 事 項 報 告 事 項	1. 第91期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第91期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件
決 議 事 項 第1号議案 第2号議案 第3号議案	剰余金処分の件 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

4. 議決権行使
のお取扱い

- (1) インターネットと書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて修正事項を掲載させていただきます。

《当社ウェブサイト》 アドレス <https://www.zacros.co.jp>

新型コロナウイルス感染防止の対応

- ・感染リスクを避けるため、本年はできるだけご来場をお控えいただき、インターネット又は書面による議決権の事前行使をご推奨申し上げます。また、事前登録制にてインターネットによるライブ配信を行いますので、ご来場されなくても株主総会の様子をご覧いただくことができます。
- ・検温にて体温が高い方や、会場にて体調不良と見受けられる株主様は、運営スタッフがお声掛けして、ご入場を控えていただいたり、ご退出をお願いする場合もございますので、予めご了承お願いいたします。
- ・マスクを必ず着用し、ご自身および周囲への感染予防のご配慮をお願いいたします。
- ・アルコール消毒液を設置しておりますので、手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ・会場は従来よりも間隔を空けた配置にて、場内換気や受付、座席、マイク等の消毒を行っております。
- ・総会会場では、当社役員・係員は、検温、体調を確認した上、全員マスク着用にて対応いたします。
- ・株主総会の所要時間短縮のため、ご質問はお一人様1回、1問のみとさせていただきます。
- ・今後の状況変化により、株主総会の運営に変更が生ずる場合がございますので、適宜当社ウェブサイト(<https://www.zacros.co.jp>)をご確認ください。

株主の皆様におかれましては、ご負担をお掛けいたしますが、事情をご賢察の上、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時

2021年6月18日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時20分）

場所

東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト 3階

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月17日（木曜日）午後5時15分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月17日（木曜日）午後5時15分まで

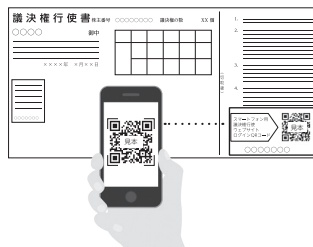
- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

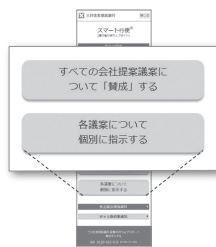
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱っていただきます。

※ インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

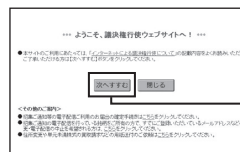
インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

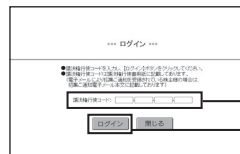
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

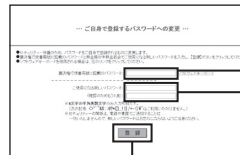
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会インターネット配信のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から株主総会へのご来場は極力お控え願っております。ご来場はできるだけ見合わせていただき「インターネット」または「書面」による議決権行使をいただけますようお願い申し上げます。

ご来場をお控えいただいた株主様が株主総会の模様をご視聴いただけるよう、事前登録制にて、インターネットによるライブ配信を実施いたします。

＜インターネットライブ配信ご視聴申込みご案内＞

ライブ配信は、事前にお申込みいただいた株主様へご視聴方法をご案内いたします。

※ご視聴を希望される株主様は別紙「インターネットでの視聴を希望される株主様へ」をご参照ください。

●配信日時： 2021年6月18日（金）午前10時から株主総会終了時刻まで

（開会前の午前9時30分から接続可能となり、午前9時55分から映像を配信する予定です）

●事前視聴申込登録サイトURL <https://www.zacros.co.jp/contact.shtml>

（当社お問合せページより、プライバシーポリシーを確認ご同意の上、ご登録をお願いいたします）



●お申込み期限： 6月10日(木)午後5時まで

●視聴URLのご連絡： 6月14日(月)電子メールにて

【インターネット配信ご参加にかかるご留意事項】

- ① ご視聴いただく株主様は、本株主総会当日のご質問、決議にご参加いただくことはできません。事前に議決権を行使の上でご視聴をお願いいたします。
- ② ご視聴にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただきます。
- ③ ID及びパスワードの第三者へのご提供は固くお断りいたします。
- ④ ご使用のインターネット接続環境及び回線の状況等により映像音声の不具合やご視聴いただけない場合がありますので予めご了承ください。
- ⑤ 出席株主様のプライバシーに配慮し、配信の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。
- ⑥ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

※本株主総会終了後に当社ホームページにて動画を掲載する予定です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元と株主資本利益率の向上を最重要課題の一つと位置づけており、利益の配分については、業績の伸展状況に応じて配当性向・株主資本配当率等を勘案し、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、第91期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。なお、中間配当金として1株に35円をお支払しておりますので、年間配当金は75円となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当 社 普 通 株 式 1 株 4 0 円

配 当 総 額 7 6 1, 2 8 5, 1 6 0 円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月21日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案にて同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取 締 役 会 出 席 状 況
1	再任 ふじ 藤 もり 森 あき 明 ひこ 彦	代表取締役会長	100%(14回／14回)
2	再任 ふじ 藤 もり 森 のぶ 伸 ひこ 彦	代表取締役副会長	100%(14回／14回)
3	再任 ふ 布 やま 山 えい 英 し 士	代表取締役社長	100%(14回／14回)
4	再任 しお 塩 み 見 きみ 公 ひこ 彦	取締役常務執行役員 情報電子事業本部長	100%(14回／14回)
5	再任 おお 大 え 江 てつ 哲 ろう 郎	取締役常務執行役員 ライフサイエンス事業本部長	100%(14回／14回)
6	再任 ふじ 藤 もり 森 ゆき 行 ひこ 彦	取締役	100%(14回／14回)
7	再任 さ 嵯 が 峨 ひろし 裕	取締役上席執行役員 社長室長	100%(14回／14回)
8	新任 しも 下 だ 田 たく 拓	執行役員 先端医療事業推進部長	—

候補者番号

1

ふじ もり
藤森あき ひこ
明彦

(1944年1月2日生)

再任

所有する当社株式数

453,000株

取締役在任年数

35年

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1969年 8 月 当社入社
 1977年 1 月 フジモリ産業㈱代表取締役専務
 1983年 6 月 協和工業㈱代表取締役社長
 1986年 6 月 当社常務取締役企画本部長
 1988年 6 月 当社専務取締役営業本部長
 1990年 6 月 当社代表取締役専務
 1991年 6 月 当社代表取締役社長
 1999年 1 月 当社機能材料事業部長
 2002年 4 月 当社新規事業企画部長
 2013年10月 当社代表取締役会長（現任）

■取締役候補者とした理由

当社の代表取締役社長を歴任し、経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、代表取締役会長就任以降も、当社の代表取締役会長として当社グループの経営を牽引し当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

ふじ もり
藤森のぶ ひこ
伸彦

(1959年7月31日生)

再任

所有する当社株式数

528,000株

取締役在任年数

33年

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 1 月 ニッカ㈱入社、取締役経営企画室長
 1988年 6 月 当社取締役
 1989年 4 月 ニッカ㈱常務取締役
 1991年 3 月 協和工業㈱代表取締役社長
 1992年 4 月 ニッカ㈱代表取締役社長
 1994年 4 月 フジモリプラケミカル㈱代表取締役社長
 2002年 6 月 フジモリプラケミカル㈱取締役会長
 2002年 6 月 当社代表取締役副社長海外担当
 2003年 4 月 当社国際部長
 2013年10月 当社代表取締役海外部門管掌
 2014年 6 月 当社代表取締役副会長（現任）

■取締役候補者とした理由

当社の代表取締役副社長を歴任し、経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、代表取締役副会長就任以降も、当社の代表取締役副会長として当社グループの経営を牽引し当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3 ふ やま えい し
布山 英士

(1954年2月4日生)

再 任

所有する当社株式数

7,715株

取締役在任年数

13年

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年 4 月 当社入社
1998年 4 月 当社機能材料事業部沼田事業所長
2003年 2 月 当社研究所長
2003年 4 月 当社執行役員研究所長
2005年 6 月 まつやゼロファン(株)代表取締役社長
2007年 6 月 当社執行役員ヘルスケアサプライ事業部長
2008年 4 月 当社ライフサイエンス事業部長
2008年 6 月 当社取締役
2009年 4 月 当社ライフサイエンス事業本部長
2011年 6 月 当社包装事業部長
2011年10月 当社常務取締役
2012年 6 月 当社専務取締役
2013年10月 当社代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社のライフサイエンス事業部門をはじめ当社グループの発展に寄与し、代表取締役社長に就任以降も当社グループの経営を牽引し、当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4 し お み き み ひ こ
塩見 公彦

(1959年12月24日生)

再 任

所有する当社株式数

5,877株

取締役在任年数

9年

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 4 月 当社入社
2004年 4 月 当社機能材料事業部電子・光学営業部長
2008年 6 月 当社執行役員プロテクトフィルム事業部長兼
プロテクトフィルム営業部長
2012年 5 月 当社情報電子事業本部長（現任）
2012年 6 月 当社取締役
2014年 6 月 当社常務取締役
2016年 3 月 当社粘着ソリューション事業部長
2016年 6 月 当社取締役常務執行役員（現任）
2016年12月 当社機能材料事業部長

■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社の情報電子事業部門をはじめ当社グループの発展に寄与し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5 おお え てつ ろう
大江 哲郎

(1962年1月27日生)

再任

所有する当社株式数

1,561株

取締役在任年数

4年

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 当社入社
 2005年9月 当社マーケティング企画室長
 2013年2月 当社情報電子事業本部プロテクトフィルム事業部長
 2013年4月 当社情報電子事業本部粘着ソリューション事業部長
 2013年6月 当社執行役員
 2016年3月 当社ライフサイエンス事業本部包装事業部長
 2016年8月 当社ライフサイエンス事業本部長代理兼先端医療事業推進部長
 2017年3月 当社ライフサイエンス事業本部長（現任）兼先端医療事業推進部長
 2017年6月 当社取締役上席執行役員
 2019年6月 当社取締役常務執行役員（現任）

■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社のライフサイエンス事業及び情報電子事業部門をはじめ当社グループの発展に寄与し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者となりました。

候補者番号

6 ふじ もり ゆき ひこ
藤森 行彦

(1949年2月16日生)

再任

所有する当社株式数

518,000株

取締役在任年数

33年

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1974年11月 当社入社
 1982年5月 当社米国駐在員事務所長
 1983年10月 当社退社、フジモリ産業㈱代表取締役専務
 1985年6月 フジモリ産業㈱代表取締役社長
 1988年6月 当社取締役（現任）
 2011年6月 フジモリ産業㈱代表取締役会長（現任）
 2015年6月 フジモリ産業㈱代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、当社グループであるフジモリ産業株式会社の代表取締役社長及び会長として当社グループの経営を牽引し当社グループの連結業績に貢献していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者となりました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

7

さが ひろし
嵯峨 裕

(1959年3月14日生)

再任

所有する当社株式数

3,689株

取締役在任年数

7年

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 当社入社
2003年4月 当社経営企画部経営システム統括部長
2004年4月 当社経営企画部長
2009年6月 当社執行役員
2014年6月 当社取締役
2016年6月 当社取締役上席執行役員（現任）
2018年1月 当社社長室長（現任）兼情報システム部長

■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社の経営企画部門及び情報システム部門の発展に寄与し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者となりました。

候補者番号

8

しもだ たく
下田 拓

(1972年8月12日生)

新任

所有する当社株式数

4,600株

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2010年8月 当社入社
2018年8月 当社ライフサイエンス事業本部 先端医療事業推進部
事業企画部長
2019年6月 当社執行役員ライフサイエンス事業本部
先端医療事業推進部長（現任）兼事業企画部長

■取締役候補者とした理由

新規事業企画及び海外業務において豊富な経験を有するとともに、当社のライフサイエンス部門及び国際部門、とりわけグローバルベースでの先端医療事業拡大を通じた企業価値向上に卓越した指導力を発揮していることから、今後は経営全般にわたる更なる貢献を期待し、新任取締役候補者となりました。

- (注) 1. 藤森行彦氏は、フジモリ産業㈱の代表取締役会長兼社長を兼務し、当社は同社との間に、製品販売等の取引関係があります。他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各取締役候補者はすでに本保険契約の被保険者となっており、各候補者が取締役に選任され就任した場合、引き続き当該保険の被保険者となります。本保険契約は2021年10月に更新をする予定です。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社および当社が過半の株式を保有する関係会社の役員（取締役、監査等委員である取締役、監査役等および契約後に就任したものを含む）

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求をうけることによって生じる事のある損害について補填するものであります。

④役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2019年6月20日開催の第89回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました田中東陽氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

た な か と う よ う
田中 東陽

(1971年1月12日生)

再 任

所有する当社株式数

0株

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2003年10月 弁護士登録 曙綜合法律事務所 入所
2007年 7 月 桐蔭横浜大学法科大学院客員教授（刑事系科目）
2011年 1 月 司法委員（東京簡易裁判所）
2011年10月 民事調停官（東京簡易裁判所）
2016年 6 月 日本電業工作（株）監査役（現任）
2017年 9 月 大洋綜合法律事務所 入所（現任）
2020年 4 月 家事調停委員（東京家庭裁判所）（現任）

■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の経営及び監査等に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である取締役として、取締役の職務の執行の監督及び監査に十分な役割を果たすことが期待できることから、補欠の監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中東陽氏は、補欠の社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏の再任が承認され、今後、監査等委員である社外取締役に就任した場合には独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 田中東陽氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項及び当社定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案でお諮りする候補者については、候補者が補欠の監査等委員である取締役に選任され就任した場合、監査等委員である取締役として、当該保険の被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社および当社が過半の株式を保有する関係会社の役員（取締役、監査等委員である取締役、監査役等および契約後に就任したものを含む）

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じる事のある損害について補填するものであります。

④役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、2016年6月17日開催の第86回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただき、また、当該報酬枠とは別枠で、2010年6月23日開催の第80回定時株主総会において、ストック・オプション報酬枠として年額100百万円以内とご承認いただいております。

今般、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、ストック・オプション報酬枠に代えて、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

なお、現在の監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役以外の取締役は7名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

1. 譲渡制限付株式の発行又は処分の方法

本議案に基づく譲渡制限付株式の発行又は処分は、対象取締役の報酬等として金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要せず、当社の普通株式の発行又は処分を行う方法で行うものいたします。

2. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額

本議案に基づき譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整します。）とし、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当該発行または処分に関して金銭の払込等は要しませんが、上記の報酬上限額の範囲内において、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）その他公正な評価額として対象取締役の報酬額を算出します。

3. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の割当日から当該対象取締役が当社の取締役を退任する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任または退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）

(2) 対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して当社取締役にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

対象取締役は当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は、2021年4月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その中で、業務執行取締役に対して中長期的なインセンティブとして譲渡制限付株式を株式報酬として付与することとしておりますが、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿うものです。また、本議案に基づく譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記2. の年額の上限の範囲内とすること、及び本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.3%とその希釈化率は軽微であることから、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染が各国に広がり、社会経済活動に大きな影響を与えました。一部ではワクチン接種が進むなどの動きがあるものの、変異株による感染が再拡大していることなどから、社会経済活動は今後しばらくは抑制される展開が続くと見込まれます。

このような環境の下、ライフサイエンス事業、建築資材事業の売上は前年をやや下回ったものの、情報電子事業ではプロテクトフィルム、情報記録用材が共に堅調に推移したことで増収となり、当社グループの売上は前年同期比で増収を確保いたしました。

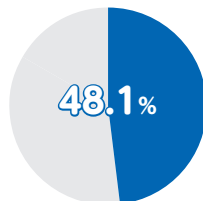
損益面では、当社昭和事業所での新設機械稼働による減価償却費の増加、戦略費や研究開発費の投入、生産量増加に伴う人件費を中心とした固定費の増加等があったものの、増収効果の寄与、ITツールを効果的に活用したことなどによる経費削減、加えて海外子会社の収支改善に努めたことなどにより、前年同期比で増益となりました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,172億50百万円(前年同期比2.6%増)、営業利益102億86百万円(前年同期比16.1%増)、経常利益107億8百万円(前年同期比18.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益72億78百万円(前年同期比36.6%増)となりました。

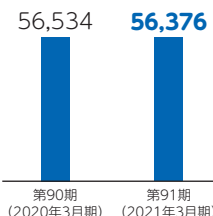
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

(ライフサイエンス事業)

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

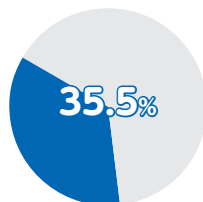


日用品向包装材では、大容量の複数回詰替袋の売上を着実に伸ばし増収となりました。食品用包装材では、外食産業向けの包装材を中心に受注が減少となりましたが、充填搬送システムの販売等があったことで売上は前年を上回りました。その一方、医薬・医療用包装材では、バイオ医薬品製造用シングルユースバッグ及び関連製品で売上が増大したものの、COVID-19による通院控えの影響を受けて医療用剥離フィルムを中心に受注が減り減収となりました。また液体容器では前年第2四半期にスポット的な機械商品販売があったことに加え、米国子会社でCOVID-19の影響を受け業務用食品用途等の需要が冷え込んだことにより売上は前年を大きく下回り、事業全体として前期比微減の展開となりました。

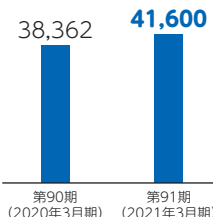
この結果、売上高は563億76百万円（前年同期比0.3%減）となりました。

(情報電子事業)

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

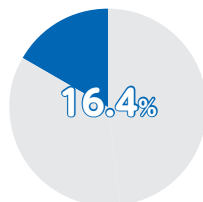


プロテクトフィルムでは、巣ごもり需要の増加に伴い、日本、欧米各国においてテレビ販売が堅調に推移したことなどから受注が増加し、秋口より本格稼働した当社昭和事業所の新設機械による生産増も大きく寄与したことから、売上は前年を上回りました。情報記録用材では、タブレット・スマートフォン向けは下半期で売上が伸び悩んだものの、テレワークの拡大、そのインフラ整備の進捗を背景にパソコン・サーバー向けの販売が伸長し、増収となりました。

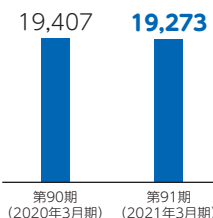
この結果、売上高は416億円（前年同期比8.4%増）となりました。

(建築資材事業)

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



建材関連においては、集合住宅向けボイドスラブ（床構造部材）の売上は堅調に推移しましたが、煙突工事並びに空調用配管の売上は減少しました。土木関連については、トンネル用資材の売上が増加いたしました。

この結果、売上高は192億73百万円（前年同期比0.7%減）となりました。

事業分野別売上高の推移

	第90期 (前連結会計年度) (2019年度)		第91期 (当連結会計年度) (2020年度)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	前年比 (%)
ライフサイエンス事業	56,534	49.5	56,376	48.1	△0.3
情 報 電 子 事 業	38,362	33.6	41,600	35.5	8.4
建 築 資 材 事 業	19,407	17.0	19,273	16.4	△0.7
合 計	114,304	100.0	117,250	100.0	2.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

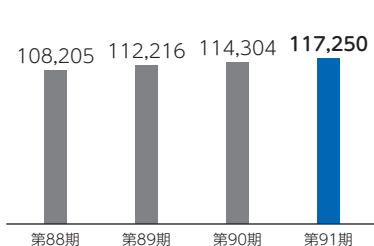
当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資の総額は、86億56百万円であり、その主な内容は当社における建物及び機械装置を中心とした投資です。

③ 資金調達の状況

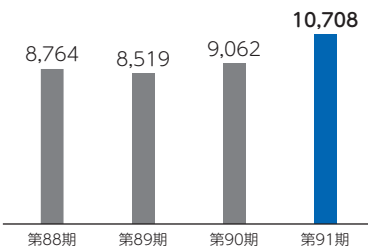
当連結会計年度における資金調達につきましては、特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

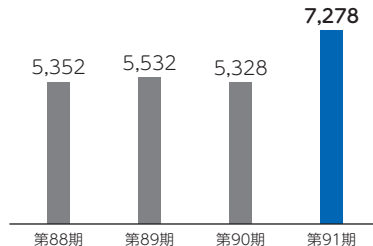
■ 売上高 (単位：百万円)



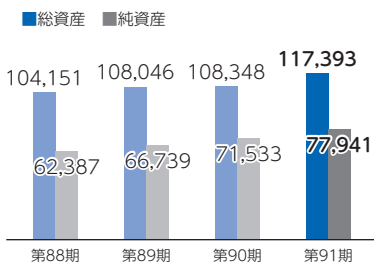
■ 経常利益 (単位：百万円)



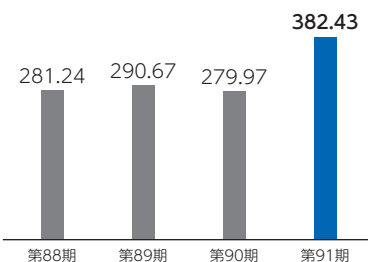
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



■ 総資産/純資産 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 1株当たり純資産 (単位：円)



項目 \ 期	第 88 期 (2017年度)	第 89 期 (2018年度)	第 90 期 (2019年度)	第 91 期 (当連結会計年度) (2020年度)
売 上 高 (百万円)	108,205	112,216	114,304	117,250
経 常 利 益 (百万円)	8,764	8,519	9,062	10,708
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,352	5,532	5,328	7,278
1株当たり当期純利益(円)	281.24	290.67	279.97	382.43
総 資 産 (百万円)	104,151	108,046	108,348	117,393
純 資 産 (百万円)	62,387	66,739	71,533	77,941
1株当たり純資産額(円)	3,092.85	3,274.60	3,494.33	3,811.40

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フジモリ産業株式会社	303百万円	82.0%	建材・土木用材の製造、販売及び化成品の販売
フジモリプラケミカル株式会社	186百万円	100.0%	グラビア印刷及び軟包装材の製造、販売
まつやセロファン株式会社	40百万円	100.0%	軟包装材の製造、販売
ZACROS (THAILAND) CO.,LTD.	28百万バーツ	36.0%	軟包装材の製造、販売
ZACROS AMERICA,Inc.	70百万USドル	100.0%	軟包装材の製造、販売
台湾賽諾世股份有限公司	1,058百万台湾ドル	90.6%	精密塗加工製品の製造、販売
PT Kingsford Holdings	571,104百万IDR	60.0%	株式保有
ZACROS (HONG KONG) CO.,LTD.	6百万HKD	100.0%	軟包装材及び精密塗加工製品の販売

(注) ZACROS (THAILAND) CO.,LTD.は当社が36.0%、フジモリプラケミカル株式会社が59.0%を出資するフジモリプラケミカル株式会社の子会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、日本における既存産業の成熟、グローバル市場における競争激化、ICT（IoT、AI、ロボティクスなど）やバイオサイエンスを軸とした科学技術の加速度的な進化、シェアリングサービスやリユース・リサイクルによるサーキュラーエコノミー（循環型経済）への流れ、更に各産業におけるSDGsへの取組などにより、あらゆる分野で、産業パラダイムの変化が進んでいく転換期にあると認識しております。

また、新型コロナウイルス(COVID-19)の継続的な影響に対して、事業と組織運営を持続させるための施策、取組に対応するとともに、COVID-19によってもたらされる社会、経済への変化を所与のものとした対応を講じていく必要があると考えております。

このような経営環境認識のもと、当社では顧客の様々なニーズや期待に「応える」ことによる事業拡大はもちろんのこと、転換期を俯瞰的に見通して、先行的な投資により、期待やニーズを「超える」価値を創り上げて、能動的に提案していくことが重要であると考えております。

なお、事業セグメントごとの事業戦略上の実行における重要な課題は以下のとおりです。

(ライフサイエンス事業)

- 地球環境問題、生活スタイルや消費活動の変化に対応した価値創造（コト創り・モノ造り）活動の更なる強化と医療機器やバイオサイエンス領域での新事業創出
- 新機能製品群や生産技術、品質保証プロセスなどの海外展開迅速化とエリア毎のニーズに的確、迅速に対応する地産地消型事業体制確立による海外事業展開の強化
- サステナブル社会への貢献を展望した環境配慮型製品・サービスの強化拡充と生産プロセスにおける省資源化、環境配慮型エネルギーへの切り替えなどCO2発生の抑制の継続と促進

(情報電子事業)

- ディスプレイ・大容量高速通信市場における粘着・剥離・コーティング技術等を軸とした新たな部材提供の事業展開
- 東アジアへの更なる事業拡大を睨んだ海外におけるマーケティング及び開発強化
- 太陽光発電導入等による自然エネルギー利用及び廃棄物削減、VOC削減等の環境対応へ取り組み
- 電池・エネルギー領域における新事業化推進

(建築資材事業)

- 省力化、スキルレスに寄与するソリューション開発
- トンネル工事現場をスマート化するシステム開発
- 東西の2国内生産拠点による安定した供給体制の確立とサービスレベルの向上

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

下記製品の製造及び販売

事業分野	主 要 製 品
ライフサイエンス	日用品向包装材（粧業包装/詰替パウチ）、食品用包装材、医薬・医療用包装材、プラスチック製液体容器（バッグインボックス等）
情報電子	プロテクトフィルム（偏光板用プロテクト等）、情報記録用材（層間絶縁フィルム等）、剥離フィルム、その他情報関連機器用材
建築資材	ビル用煙突、ボイドスラブ、空調用配管、トンネル用資材

(6) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社の本社、支店、研究所

事業所名	所在地
本 社	東 京 都 文 京 区
大 阪 支 店	大 阪 市 中 央 区
九 州 営 業 所	福 岡 市 中 央 区
研 究 所	横 浜 市 金 沢 区

② 当社の工場

事業所名	所在地
横 浜 事 業 所	横 浜 市 金 沢 区
静 岡 事 業 所	静 岡 県 沼 津 市
掛 川 事 業 所	静 岡 県 掛 川 市
名 張 事 業 所	三 重 県 名 張 市
三 重 事 業 所	三 重 県 名 張 市
沼 田 事 業 所	群 馬 県 沼 田 市
昭 和 事 業 所	群 馬 県 利 根 郡 昭 和 村

③ 主要な子会社の事業所

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
フ ジ モ リ 産 業 (株)	本 社	東 京 都 新 宿 区
フ ジ モ リ 産 業 (株)	石 岡 工 場	茨 城 県 石 岡 市
フジモリプラケミカル(株)	本社・春日井工場	愛知県春日井市
フジモリプラケミカル(株)	静 岡 工 場	静 岡 県 静 岡 市
ま つ や セ ロ フ ァ ン (株)	本 社 ・ 工 場	広 島 県 東 広 島 市
ZACROS (THAILAND) CO.,LTD.	本 社 ・ 工 場	タ イ 国
ZACROS AMERICA,Inc.	本 社 ・ 工 場	米 国
台 湾 賽 諾 世 股 份 有 限 公 司	本 社 ・ 工 場	台 湾
PT Kingsford Holdings	本 社	イ ン ド ネ シ ア 国
ZACROS (HONG KONG) CO.,LTD.	本 社	中 国

(7) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ライフサイエンス事業	1,511（311）名	4名減
情報電子事業	551（46）名	17名増
建築資材事業	143（22）名	2名減
全社	317（97）名	11名減
合計	2,522（476）名	0名増

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,069名	36名増	40.6歳	16.3年

（注）従業員数にはパート及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,669百万円
株式会社三井住友銀行	362百万円
株式会社三菱UFJ銀行	205百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年11月24日付をもって、本社を東京都文京区小石川一丁目1番1号に移転いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 45,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,267,760株
(自己株式 235,631株を含む)
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 2,715名
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,318千株	6.9%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,175千株	6.2%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/J ASDEC/FIM/LUXEMBOURG F UNDS/UCITS ASSETS	748千株	3.9%
有 限 会 社 キ ャ ド	724千株	3.8%
有 限 会 社 エ ッ チ エ ヌ カ ン パ ニ ー	718千株	3.8%
藤 森 美 佐 子	578千株	3.0%
藤 森 伸 彦	528千株	2.8%
藤 森 行 彦	518千株	2.7%
藤 森 雅 彦	514千株	2.7%
片 岡 千 弥 子	480千株	2.5%

（注）持株比率は自己株式（235,631株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
発 行 決 議 日		2010年 7 月13日	2011年 7 月12日
新 株 予 約 権 の 数		429個	456個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 42,900株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 45,600株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 100円 (1 株当たり 1円)	新株予約権 1 個当たり 100円 (1 株当たり 1円)
権 利 行 使 期 間		2010年 7 月31日から 2040年 7 月30日まで	2011年 7 月30日から 2041年 7 月29日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	新株予約権の数
		293個	312個
		目的となる株式数	目的となる株式数
		29,300株	31,200株
		保有者数	保有者数
		4 人	4 人

		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2012年7月11日	2013年7月11日
新株予約権の数		320個	145個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 32,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 14,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2012年8月1日から 2042年7月31日まで	2013年8月1日から 2043年7月31日まで
行使の条件		(注) 3	(注) 4
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 320個 目的となる株式数 32,000株 保有者数 5人	新株予約権の数 145個 目的となる株式数 14,500株 保有者数 5人

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2014年7月10日	2015年7月9日
新株予約権の数		181個	163個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 16,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2014年8月1日から 2044年7月31日まで	2015年8月1日から 2045年7月31日まで
行使の条件		(注) 5	(注) 6
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 181個 目的となる株式数 18,100株 保有者数 6人	新株予約権の数 163個 目的となる株式数 16,300株 保有者数 6人

発行決議日		第7回新株予約権	第8回新株予約権
新株予約権の数		333個	198個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 33,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 19,800個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2016年7月30日から 2046年7月29日まで	2017年8月1日から 2047年7月31日まで
行使の条件		(注) 7	(注) 8
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 333個 目的となる株式数 33,300株 保有者数 6人	新株予約権の数 198個 目的となる株式数 19,800株 保有者数 7人

発行決議日		第9回新株予約権	第10回新株予約権
新株予約権の数		185個	219個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 21,900株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2018年8月1日から 2048年7月31日まで	2019年8月1日から 2049年7月31日まで
行使の条件		(注) 9	(注) 10
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 185個 目的となる株式数 18,500株 保有者数 7人	新株予約権の数 219個 目的となる株式数 21,900株 保有者数 7人

		第11回新株予約権
発 行 決 議 日		2020年 7 月14日
新 株 予 約 権 の 数		176個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 17,600株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 100円 (1 株当たり 1円)
権 利 行 使 期 間		2020年 8 月 1 日から 2050年 7 月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 11
役 員 の 保有状況	取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 176個 目的となる株式数 17,600株 保有者数 7 人

- (注) 1. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2039年7月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2039年7月31日から2040年7月30日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
2. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2040年7月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかつ
た場合には、2040年7月30日から2041年7月29日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
3. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2041年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかつ
た場合には、2041年8月1日から2042年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
4. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2042年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかつ
た場合には、2042年8月1日から2043年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
5. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2043年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかつ
た場合には、2043年8月1日から2044年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
6. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2044年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかつ
た場合には、2044年8月1日から2045年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。

- 7. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
 - ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2045年7月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2045年7月30日から2046年7月29日までの期間に新株予約権を行使できる。
 - ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
 - ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
- 8. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
 - ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2046年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかつ
た場合には、2046年8月1日から2047年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
 - ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
 - ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
- 9. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
 - ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2047年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかつ
た場合には、2047年8月1日から2048年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
 - ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
 - ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
- 10. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
 - ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2048年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかつ
た場合には、2048年8月1日から2049年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
 - ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
 - ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
- 11. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
 - ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2049年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかつ
た場合には、2049年8月1日から2050年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
 - ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
 - ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。

なお、いずれの新株予約権についても、社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分は
ありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤 森 明 彦	
代表取締役副会長	藤 森 伸 彦	
代表取締役社長	布 山 英 士	
取締役常務執行役員	吉 野 彰 志 郎	管理部門管掌
取締役常務執行役員	塩 見 公 彦	情報電子事業本部長
取締役常務執行役員	大 江 哲 郎	ライフサイエンス事業本部長
取 締 役	藤 森 行 彦	フジモリ産業株式会社代表取締役会長兼社長
取締役上席執行役員	嵯 峨 裕	社長室長
取締役（監査等委員）	坂 井 学	
取締役（監査等委員）	張 秋 華	ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授
取締役（監査等委員）	小 林 英 三	日本証券金融株式会社執行役会長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）坂井学氏、張秋華氏及び小林英三氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）坂井学氏、張秋華氏及び小林英三氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・坂井学氏は、研究開発及び会社経営における長年の経験と見識を有しております。
 - ・張秋華氏は、国際的金融業界の経験者として培われた高度な専門的知識を有しております。
 - ・小林英三氏は、金融業務及び会社経営における長年の経験と見識を有しております。
3. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員の選定をしておりません。
4. 当社は、取締役（監査等委員）坂井学氏、張秋華氏及び小林英三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の概要

当社と取締役（監査等委員）坂井学氏、張秋華氏及び小林英三氏は、会社法第427条第1項及び当社定款第31条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

イ. 被保険者の範囲

当社および当社が過半の株式を保有する関係会社の役員（取締役、監査等委員である取締役、監査役等および契約後に就任したものを含みます）

ロ. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

ハ. 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じる事のある損害について補填するものであります。

ニ. 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、役員の報酬規程等に基づいていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【基本方針】

- 1) 企業理念の実現に向けた持続的な企業価値向上へのインセンティブの高い報酬体系とする。
- 2) 業績および中長期的な企業価値と連動する報酬とし株主との価値共有を図る。
- 3) 各取締役の役割や責任を踏まえた適正な報酬水準で「透明性」と「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。

【報酬についての考え方】

- 1) 業務を執行する取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬「月額報酬」、短期業績連動報酬である「賞与」と中長期的なインセンティブとしての株式報酬の「ストック・オプション（新株予約権）」で構成し会社業績ならびに職責や成果を反映した報酬体系とします。
- 2) 社外取締役及び非常勤取締役、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬「月額報酬」のみで構成します。
- 3) 報酬額は株主総会にて決議された報酬限度額範囲内とします。
- 4) 報酬水準は、同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業のベンチマークを踏まえ、当社業績等を反映し役位役割に応じた報酬を外部専門機関の調査、助言をもとに監査等委員である取締役と検討し取締役会で決定します。監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会にて検討し決定します。
- 5) 報酬制度設計は、事業規模や環境変化、当社業績等を反映した役位役割に応じた役員の報酬を外部専門機関の調査、助言や監査等委員である取締役との検討を行い、役員報酬規程等を取締役会にて決議して定めます。
 - a. 基本報酬に関する方針
取締役の基本報酬は、月例の固定報酬にて監督報酬と執行報酬に区分して役位役割に応じ、当社の事業規模、経営環境等から適正な水準を設定します。
 - b. 業績連動報酬等に関する方針
賞与は、業績目標（KPI）および企業価値・株主価値向上に対する項目を反映した算定基準に基づき目標達成度を指標として金額を算定します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期業績連動報酬（株式報酬）として、経営計画の達成度や企業価値の向上に資することを目的として、業務を執行する取締役に対し役位に応じて定める基礎月額と係数、期間により定めるストックオプション（新株予約権）を付与し、株主総会にて決議された金額を上限として、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデル等に基づき算定した新株予約権 1 個当たりの公正価値に基づき付与個数を取締役会にて決議し決定します。当該行使期間を定め、取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、本新株予約権を行使できるものとします。

（注）本株主総会第4号議案が承認された場合は、以下の通り改訂する旨、取締役会にて決議しております。

i. 【報酬についての考え方】1) の株式報酬の「ストック・オプション（新株予約権）」を「譲渡制限付株式報酬」に変更します。

ii. c. 非金銭報酬等に関する方針は、

「中長期業績連動報酬（株式報酬）として、経営計画の達成度や企業価値の向上に資することを目的として、業務を執行する取締役に対し、譲渡制限付株式を付与を取締役会にて決議し決定します。任期満了前の退任等の合理的理由がある場合を除き、制限未解除の本割当株式は会社が無償で取得します。」に変更します。

d. 報酬等の決定の委任に関する事項

i. 代表取締役社長は、役員の報酬規程等にもとづき各取締役の基本報酬の額および評価等についての委任を受け、各取締役の担当事業等の業績等を踏まえた賞与の評価配分を決定します。

ii. 取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員の報酬規程等の審議を行い、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該規程の内容に従って決定します。なお、株式報酬は、法令、株主総会での決議にもとづき、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

□. 取締役の報酬等の総額

役員区分	支給員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	8名 (-)	389百万円 (-)	200百万円 (-)	134百万円 (-)	54百万円 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3)	20百万円 (20)	20百万円 (20)	百万円 (-)	百万円 (-)
合計 (うち社外役員)	11名 (3)	409百万円 (20)	220百万円 (20)	134百万円 (-)	54百万円 (-)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結ベースの売上高、営業利益、当期利益等で、その実績は連結計算書類に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は成長軸の強化、積極的な投資の促進、並びに利益確保の点からであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して業績連動支給率を乗じたもので算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社のストック・オプション（新株予約権）であり、割り当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「(2)新株予約権等の状況の当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」（第11回新株予約権）に記載しております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（基本報酬および業績連動報酬等）は、2016年6月17日開催の第86回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名、（うち、社外取締役は3名）です。
- また別枠で、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）ストック・オプション報酬額（非金銭報酬等）として、2010年6月23日開催の第80回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第86回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長布山英士に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、役員の報酬規程等を取締役会にて審議を行い定めており、委任された内容の決定にあたっては、代表取締役社長が当該規程に従い決定していることを取締役会にて確認しております。

⑤ **社外役員に関する事項**

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役小林英三氏は日本証券金融株式会社の執行役会長であります。
日本証券金融株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

八、当事業年度における主な活動状況

	出席状況		発言状況及び、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会 (全14回)	監査等委員会 (全14回)	
取締役（監査等委員） 坂井学	100% (14回)	100% (14回)	研究開発及び企業経営における長年の経験と幅広い見識に基づき、取締役会においてその意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、監査の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 張秋華	100% (14回)	93% (13回)	国際的金融業界の経験で培われた経験と幅広い見識に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、監査の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 小林英三	93% (13回)	93% (13回)	金融業務及び会社経営における豊富な経験と幅広い見識に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、監査の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図っております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、企業行動憲章及びコンプライアンス基本規程を定め、これを周知・徹底するとともに、取締役は法令及び倫理規範の遵守を率先垂範する。また、社長を委員長とし、原則として社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備、維持、モニタリング及び改善を図ることとする。なお、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- (2) 当社は、内部監査部門として他の執行部門から独立した監査室を置く。
- (3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事態・事実を発見した場合には直ちに社長並びに監査等委員会に報告するものとする。
- (4) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事項についての社内報告体制として、監査等委員会、社外弁護士、総務部長を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきコンプライアンス・リスク管理委員会にて対応及びその運用と再発防止対策の整備を行うこととする。
- (5) 監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理全体を統括する組織として社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設ける。有事においては、社長を本部長とする「危機管理対策本部」（災害時においては災害対策本部）を設置し「危機管理規程」及び「防災規程」に基づき損害を最小限に止め、事業継続及び早期復旧への態勢を整える。なお、平時においては、事業部・各部門が中心に、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの予防・軽減活動等に取り組むこととする。

④ **取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 当社は、取締役（監査等委員であるものを除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役（監査等委員であるものを除く）・執行役員で構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその職務権限、執行手続の詳細について定めることとする。

⑤ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 当社グループは、「コンプライアンス・リスク管理委員会」がグループ全体のコンプライアンス及びリスク管理を統括・推進する体制とし、グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理体制の整備及び維持を図ることとする。
グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「藤森工業グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。
- (2) 経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。当社取締役・使用人、グループ会社取締役・使用人は、グループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事態・事実を発見した場合には、監査等委員会に報告するものとする。
- (3) グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の監査等委員会に報告するものとし、監査等委員会は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

⑥ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項と当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会は必要に応じて、監査等委員会の業務補助のため監査スタッフを置くことができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役（監査等委員であるものを除く）等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ **取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。また、監査等委員である取締役（もしくは監査等委員会から命を受けた監査スタッフ）は、取締役会の他、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができることとする。なお、使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告するものとする。

⑧ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

⑨ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4第1項に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築するものとする。

⑩ **反社会的勢力に対する体制**

当社は反社会的勢力を排除することを目的に、藤森工業グループ企業行動憲章に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は、毅然とした対応をとること」と定めており、反社会的勢力による不当な行為に対しては、所轄警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応するものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

＜内部統制システム全般＞

当社及びグループ会社の内部統制システムの整備・運用状況について、監査等委員会及び監査室が中心に連携して年間の内部監査計画に基づき業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。また、財務報告に係る内部統制については金融商品取引法に基づく内部統制の有効性の確認を実施しております。

＜業務執行体制＞

取締役や職務の執行につきましては、取締役会規程に基づき取締役会を月1回開催し、必要に応じ適宜開催した結果、当期は14回開催しております。

このほかに、法令及び定款に定められた事項や、経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っております。

また、今期は情報交換会、定例会を開催し、中期並びに年度の経営計画や経営指標などの情報共有とともに、執行状況の確認を行っております。

＜監査体制＞

当社の監査等委員会は、監査等委員会規程に基づき監査等委員会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催した結果、当期は14回開催しております。

監査等委員である取締役は、監査等委員会で定めた監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準による監査等規程及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施規程に従い、代表取締役等と意見交換を定期的に行い、取締役会その他重要な会議の出席を行うとともに、会計監査人や監査室との連携に努め、監査室では、監査を実施するため当社の本社、研究所、事業所、支店に加え、国内の関連会社も訪問し監査情報の報告を行うなど監査の実効性の向上を図っております。

＜コンプライアンス体制＞

当社は、適宜コンプライアンスについての研修ツールを全員に配布し、職場単位での実施とともにコンプライアンスに対する意識啓発を行っております。

また、社内の内部通報窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に反するとの懸念があるときには通報できる体制を取っており、関連会社も含めた対応を行っております。

＜リスク管理体制＞

グループ会社も含め、各所管部門におけるリスクを抽出し四半期毎に部門報告とともに半期毎のモニタリングを実施しております。これらの活動内容についてはコンプライアンス・リスク管理委員会から取締役会への報告を行っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元と株主資本利益率の向上を最重要課題の一つと位置づけております。利益の配分については、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本とし、業績の伸展状況に応じて、配当性向・株主資本配当率等を勘案して実行してまいります。

内部留保については、財務体質の強化、今後の三新経営（新技術、新製品、新市場）に必要な研究開発費、事業に必要な設備投資などに有効に活用してまいります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	70,809	流 動 負 債	32,014
現 金 及 び 預 金	8,980	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	21,763
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	33,520	短 期 借 入 金	1,643
有 価 証 券	15,297	未 払 金	3,455
商 品 及 び 製 品	5,279	未 払 法 人 税 等	1,915
仕 掛 品	1,645	賞 与 引 当 金	1,484
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,804	役 員 賞 与 引 当 金	185
そ の 他	2,324	そ の 他	1,567
貸 倒 引 当 金	△ 43	固 定 負 債	7,436
固 定 資 産	46,583	長 期 借 入 金	1,075
有 形 固 定 資 産	38,330	繰 延 税 金 負 債	312
建 物 及 び 構 築 物	17,412	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,599
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,739	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	576
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,159	そ の 他	873
土 地	8,130	負 債 合 計	39,451
建 設 仮 勘 定	2,306	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	582	株 主 資 本	69,910
無 形 固 定 資 産	1,061	資 本 金	6,600
の れ ん	283	資 本 剰 余 金	6,454
そ の 他	777	利 益 剰 余 金	57,358
投 資 そ の 他 の 資 産	7,191	自 己 株 式	△ 502
投 資 有 価 証 券	5,717	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,628
繰 延 税 金 資 産	703	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,175
そ の 他	812	為 替 換 算 調 整 勘 定	425
貸 倒 引 当 金	△ 41	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	27
資 産 合 計	117,393	新 株 予 約 権	523
		非 支 配 株 主 持 分	4,878
		純 資 産 合 計	77,941
		負 債 純 資 産 合 計	117,393

連結損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		117,250
売上原価		90,589
売上総利益		26,661
販売費及び一般管理費		16,375
営業利益		10,286
営業外収益	93	534
受取配当金	86	
その他	354	
営業外費用	23	
支払利息	88	111
経常利益		10,708
特別利益		10
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	1	
特別損失		111
固定資産除却損	22	
投資有価証券評価損	89	111
税金等調整前当期純利益		10,607
法人税、住民税及び事業税	2,966	2,759
法人税等調整額	△ 207	
当期純利益		7,848
非支配株主に帰属する当期純利益		569
親会社株主に帰属する当期純利益		7,278

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,600	6,454	51,419	△ 502	63,971
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△ 7		△ 7
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	6,600	6,454	51,412	△ 502	63,964
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,332		△ 1,332
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			7,278		7,278
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連 結会計年度中の変動額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	5,946	△0	5,945
当 期 末 残 高	6,600	6,454	57,358	△ 502	69,910

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 額	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	1,552	966	13	2,533	469	4,559	71,533
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						△ 1	△ 8
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,552	966	13	2,533	469	4,558	71,525
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△ 1,332
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							7,278
自 己 株 式 の 取 得							△0
株主資本以外の項目の連 結会計年度中の変動額 (純 額)	622	△ 541	14	95	54	320	470
連結会計年度中の変動額合計	622	△ 541	14	95	54	320	6,416
当 期 末 残 高	2,175	425	27	2,628	523	4,878	77,941

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

国内連結子会社

フジモリ産業（株）、フジモリプラケミカル（株）、まつやセロファン（株）

在外連結子会社

ZACROS (THAILAND) CO.,LTD.、台湾賽諾世股份有限公司、ZACROS AMERICA,Inc.、PT Kingsford Holdings、PT Champion Pacific Indonesia Tbk、PT Avesta Continental Pack、PT Indogravure、ZACROS (HONG KONG) CO.,LTD.、賽諾世貿易（深セン）有限公司

(2) 非連結子会社

在外非連結子会社

ZACROS MALAYSIA SDN.BHD.、深セン市 藤深科技材料有限公司

(3) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のいずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

在外非連結子会社

ZACROS MALAYSIA SDN.BHD.、深セン市 藤深科技材料有限公司

(3) 持分法を適用しない理由

非連結子会社については、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のいずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、当社沼田事業所の建物（附属設備を除く）及び国内において1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、一部の在外連結子会社については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規に基づき計算した期末要支給額を計上しております。

なお当社は、2010年7月からの株式報酬型ストック・オプション制度導入に伴い、役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～8年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

□ その他の工事
工事完成基準

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当社グループのIFRSを適用している在外連結子会社は、当連結会計年度よりIFRS第9号「金融商品」を適用しております。これにより、売掛金に係る貸倒引当金の測定手法が変更されております。本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の期首の貸倒引当金が8百万円増加し、利益剰余金が7百万円、非支配株主持分が1百万円それぞれ減少しております。なお、当連結会計年度の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11号ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

ZACROS AMERICA,Inc.に係る有形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において減損損失を計上しておりませんが、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性を考慮し、開示項目としております。

減損損失 ー百万円、有形固定資産 1,021百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

ZACROS AMERICA,Inc.は、米国会計基準を適用しており、資産グループの帳簿価額に回収可能性がなく、公正価値を下回ると判断される場合に、両者の差額を減損損失として認識しております。

資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された2023年度までの事業計画を基礎としております。

なお、当連結会計年度において、事業環境の変化に伴い収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、事業計画における売上高の成長予測及び限界利益率並びに事業計画後の成長率であります。事業計画における売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が、2023年度までに徐々に縮小し、回復するものと仮定して算出しております。限界利益率は、当連結会計年度の実績を基準に、確定した設備投資計画に伴う変動費率低減等の施策を加味した率を採用しております。事業計画後の成長率は、米国の過去10年間の消費者物価指数の変動を元に算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である事業計画における売上高の成長予測及び限界利益率並びに事業計画後の成長率が一定程度減少した場合には、減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 81,560百万円
2. 保証債務
以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っています。
ZACROS MALAYSIA SDN.BHD. 287百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 19,267,760株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年6月19日 定 時 株 主 総 会	普通株式	666百万円	35.00円	2020年3月31日	2020年6月22日
2020年11月10日 取 締 役 会	普通株式	666百万円	35.00円	2020年9月30日	2020年11月30日

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決 議 予 定	株 式 の 類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月18日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	利益剰余金	761百万円	40.00円	2021年3月31日	2021年6月21日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 252,500株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については事業環境や市場の状況に応じて銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針です。なお、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金にかかる顧客の信用リスクは、グループ各社の管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制とすることでリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、主に短期社債の債券等並びに業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して継続的に保有状況の見直しを行っております。

借入金には主に設備投資に関わる資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年以内であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されており、必要に応じて当該リスクをヘッジするためのデリバティブ取引（金利スワップ取引）を行うことがあります。

デリバティブ取引は、一部外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引等であり、取引先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しており、取引権限及び取引限度額等を定めた当社グループ各社の社内ルールに従い、担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2. 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,980	8,980	-
(2) 受取手形及び売掛金	33,520	33,520	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	19,920	19,920	-
資産計	62,421	62,421	-
(1) 支払手形及び買掛金	21,763	21,763	-
(2) 短期借入金	1,493	1,493	-
(3) 長期借入金（＊1）	1,225	1,225	0
負債計	24,481	24,482	0
デリバティブ取引（＊2）	△84	△84	-

（＊1）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（＊2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。債券で短期に決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は元利金の合計を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	218
非連結子会社及び関連会社株式	876
合計	1,095

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,811円40銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 382円43銭 |

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	51,593	流 動 負 債	23,594
現金及び預金	2,007	支払手形	918
受取手形	2,338	買掛金	16,596
売掛金	23,890	未払費用	2,656
商品及び製品	15,297	未払法人税等	504
仕掛品	3,173	未払消費税等	1,226
原材料及び貯蔵品	1,310	前払消費税等	10
前払費用	1,925	受取引当金	262
短期貸付金	3	賞与引当金	47
未収入金	233	退職給付引当金	1,151
未収消費税	79	退職慰労引当金	134
その他の引当金	358	固定負債	86
倒引当金	740	長期借入金	4,281
固定資産	252	退職給付引当金	700
有形固定資産	△ 17	役員退職慰労引当金	3,166
建物	39,843	資産除却負債	247
構築物	25,465	その他の	86
機械及び装置	13,071		80
車両運搬具	135	負債合計	27,875
工具、器具及び備品	5,683	(純 資 産 の 部)	
土地	23	株 主 資 本	60,915
建設仮勘定	943	資 本 本 金	6,600
その他の固定資産	4,931	資 本 剰 余 金	7,654
ソフトウエア	650	資本準備金	7,654
その他の	25	利益剰余金	47,162
投資その他の資産	214	利益準備金	477
投資有価証券	189	その他の利益剰余金	46,685
関係会社株	24	土地圧縮積立金	908
長期貸付金	14,164	固定資産圧縮積立金	616
繰延税金資産	4,543	別途積立金	11,310
その他の	9,099	繰越利益剰余金	33,849
倒引当金	0	自己株式	△ 502
資産合計	91,437	評価・換算差額等	2,122
		その他有価証券評価差額金	2,122
		新株予約権	523
		純 資 産 合 計	63,562
		負債純資産合計	91,437

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		74,574
売上原価		57,659
売上総利益		16,915
販売費及び一般管理費		10,480
営業利益		6,434
営業外収益		
受取利息	36	
受取配当金	404	
その他	258	699
営業外費用		
支払利息	0	
その他	46	47
経常利益		7,086
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	1	8
特別損失		
固定資産除却損	14	
投資有価証券評価損	89	
関係会社株式評価損	139	243
税引前当期純利益		6,851
法人税、住民税及び事業税	1,863	
法人税等調整額	△ 188	1,675
当期純利益		5,176

株主資本等変動計算書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金							
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		繰越利益 剰 余 金				
				土地圧縮 積 立 金	固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金				
当 期 首 残 高	6,600	7,654	477	908	648	11,310	29,973	△ 502	57,071	
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
固定資産圧縮積立金の取崩し					△32		32		－	
剰 余 金 の 配 当							△ 1,332		△ 1,332	
当 期 純 利 益							5,176		5,176	
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△ 32	-	3,896	△0	3,843	
当 期 末 残 高	6,600	7,654	477	908	616	11,310	33,849	△ 502	60,915	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金		
当 期 首 残 高	1,547	469	59,087
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩し			－
剰 余 金 の 配 当			△ 1,332
当 期 純 利 益			5,176
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	575	54	630
事業年度中の変動額合計	575	54	4,474
当 期 末 残 高	2,122	523	63,562

招 集 こ 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、沼田事業所の建物（附属設備を除く）及び1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建 物 3～50年

機械及び装置 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込み額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規に基づき計算した期末要支給額を計上しております。

なお当社は、2010年7月からの株式報酬型ストック・オプション制度導入に伴い、役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 66,165百万円

2. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入債務等に対し債務保証を行っています。

台湾賽諾世股份有限公司 194百万円

ZACROS MALAYSIA SDN.BHD. 287百万円

ZACROS AMERICA,Inc. 1,140百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 5,100百万円

長期金銭債権 -

短期金銭債務 1,313

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高 12,535百万円

仕入高 5,009

販売費及び一般管理費 285

営業取引以外の取引高 377

有償支給高 23

2. 関係会社株式評価損

当社連結子会社であるZACROS AMERICA,Inc.に対する投資に係るものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (千 株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (千 株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (千 株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (千 株)
普 通 株 式	235	0	-	235

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式数の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	352百万円
退職給付引当金	969
関係会社株式評価損	2,807
新株予約権	160
未払事業税	98
役員退職慰労引当金	75
その他	281
繰延税金資産小計	4,746百万円
評価性引当額	△2,987
繰延税金資産合計	1,758百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金等	△677百万円
その他有価証券評価差額金	△936
繰延税金負債合計	△1,613百万円
繰延税金資産の純額	144百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
連結子会社	フジモリプラケミカル株式会社	直接100.0	製品の販売 製品の仕入	製品の仕入(注1)	2,836	買掛金	1,060
	台湾賽諾世股份有限公司	直接90.6	製品の販売 製品の仕入 従業員の兼任	製品の販売(注1)	6,136	売掛金	2,806
	ZACROS(HONG KONG)CO.,LTD.	直接100.0	製品の販売 従業員の兼任	製品の販売(注1)	3,474	売掛金	1,252

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、一般的な取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 3,312円20銭
- 1株当たり当期純利益 271円99銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

藤森工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 山 精 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 澤 依 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、藤森工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藤森工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

藤森工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原 山 精 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井 澤 依 子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤森工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

藤森工業株式会社 監査等委員会
監査等委員長 坂 井 学 ㊞
監査等委員 張 秋 華 ㊞
監査等委員 小 林 英 三 ㊞

(注) 監査等委員長 坂井 学及び監査等委員 張 秋華、小林 英三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

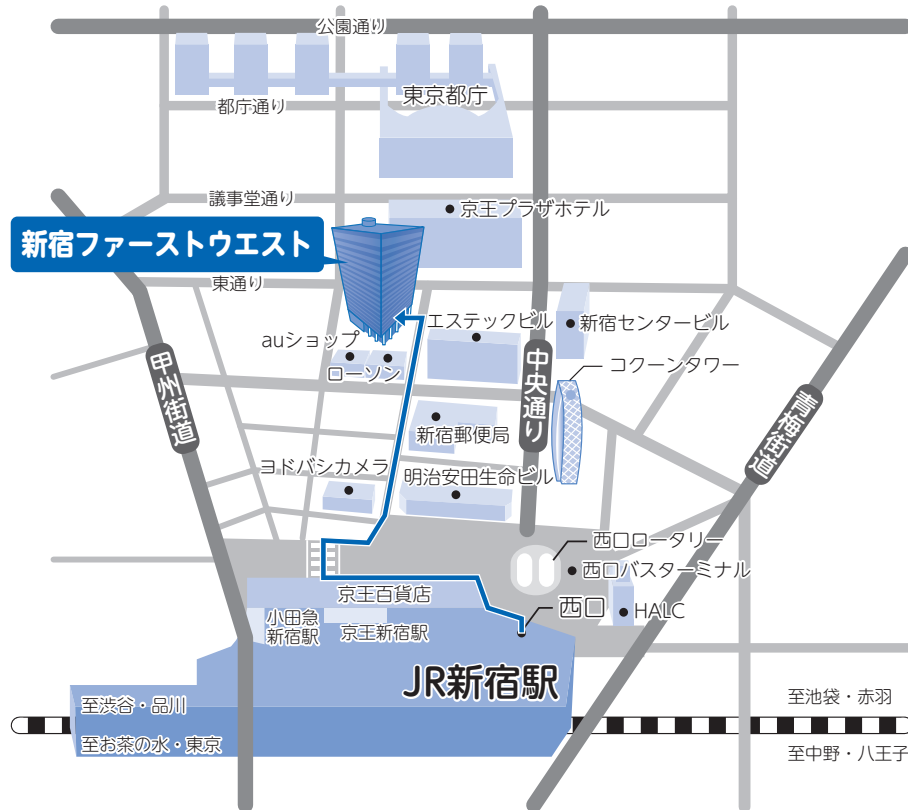
以 上

× 𐍄

[illegible]

第91回定時株主総会会場ご案内図

会場…東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト 3階



最寄駅… J R 線	新宿駅	西口改札より	徒歩約10分
東京メトロ丸ノ内線	新宿駅	西改札より	徒歩約10分
小田急線	新宿駅	西口地下改札より	徒歩約10分
京王線	新宿駅	京王西口改札より	徒歩約 8 分
京王新線	新宿駅	京王新線口改札より	徒歩約10分
都営新宿線	新宿駅	新都心口改札より	徒歩約 6 分
都営大江戸線	新宿駅	京王新線口改札より	徒歩約10分
都営大江戸線	都庁前駅	改札より	徒歩約10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。